

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	農用地の保全等に関する協定の認定の取消		
根拠法令・条項	集落地域整備法施行令 第11条第3項		
所 管 課	農 政 部 農水産 課		
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 1. 協定の内容が法第8条第4項の規定に違反するもの又は法第9条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合。 2. 協定の対象となる農用地の保全及び利用が該当協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合。 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		